

畜産業振興事業に係る公募の進捗状況について

1 公募制の導入に関する主な作業

- 11月12日 補助事業に関する第三者委員会
12月 3日 機構に「畜産業振興事業公募プロジェクトチーム(公募PT)」を設置
(以降、ほぼ毎週打合せを実施)
- 1月 9日 公募制導入に関するマスコミ向け事前説明会の開催
1月10日 公募制導入について公表(ホームページ掲載、問合せ窓口設置)
- 1月28日 第1回審査委員会(審査手順等について打合せ)
2月 5日 公募制の導入に関する説明会(82団体、143名が出席)
- [2月21日 食料・農業・農村政策審議会畜産部会(20年度畜産物価格に関する答申等)]
2月22日 農林水産省が平成20年度畜産物価格関連対策を公表
農畜産業振興機構は「平成20年度畜産業振興事業公募要領」を機構ホームページに公表
- 3月 7日 「畜産経営生産性向上支援リース事業」の応募締切
3月12日 同事業について審査委員会による審査
- 3月21日 応募の締切
3月26日 補助事業に関する第三者委員会への経過報告

2 平成20年度公募事業の概要

- (1)平成20年度畜産業振興事業(別表1)
- (2)うち、公募対象事業(22事業、59メニュー:別表2)
- (3)公募対象事業の考え方

畜産業振興事業の内容、事業実施主体が国の事業と同様に多岐にわたっているため、公募制を導入するに際して、農林水産省が定めている「民間団体を補助対象とする事業の執行方法について」と同じ基準を設定する(下記参照)。

(参考)農林水産省の基準

民間団体を対象とする補助事業の執行方式について

(1)原則として公募方式とする。

なお、公募により事業実施主体を決定するに当たっては、担当部局に第三者委員会(選定審査委員会(仮称))を設け、同委員会による審査を経るものとする。

(2)公募方式によりがたい以下の事業については、団体を特定した補助事業方式を採用することができるものとする。

①法令により事業実施主体が特定されている補助事業

②特定の継続的な政策を実施するために設立された法人(法人格なき団体を含む。以下同じ。)に対して、当該政策を実施するために必要な経費を交付する補助事業

③一定の地域的なまとまりをもって事業が実施されることが、補助目的を達成する上で不可欠な補助事業であり、当該地域内において当該事業を実施可能な法人が複数存在することは、事業の性格、又は要件上あり得ない補助事業

④次のすべての要件に該当することが明らかな補助事業

ア 営利を目的とする法人が実施することが、著しく公益性を損ない、事業の円滑な推進に支障をきたすこと

イ 交付先が法人格を有していること

ウ 他の法人には、定款その他の規定上、当該事業を行う権能が与えられていないこと

また、継続実施中の基金事業・奨励金事業等については、現行の事業実施期間終了後に事業実施主体の公募制を導入する(⑤)。

(4)公募単位

公募する事業の単位、当該単位ごとの応募団体の要件については、国が企画・立案した事業の目的、内容等を踏まえて決定し、公募要領に具体的に明記する。

(5)公募期間

公募について事前の周知に努めた上で、申請書の提出期間は平成20年2月22日(金)から平成20年3月21日(金)の1ヶ月間とした。

なお、「畜産経営生産性向上支援リース事業」については、本事業を企画した農林水産省から、「平成19年度中に事業実施体制を整えるとともに、生産者のニーズ把握に着手し、20年度のできるだけ早い時期にそのニーズに即した機械等の貸付けを行えるよう」要請があり、提出期間を平成20年2月22日(金)から平成20年3月7日(金)とした。

(6)審査委員会の設置

国の農業競争力強化対策民間団体事業に倣い、外部委員及び機構職員からなる「審査委

員会」を機構に設置した。1月に第1回審査委員会を開催し、審査手順等について打合せを実施した。

(7) 審査の実施

- ① 3月7日に募集を締め切った「畜産経営生産性向上支援リース事業」については、3月12日(水)に審査委員会を開催し、ヒアリングを含めた審査を行った。
- ② その他の事業については、年度内に審査委員会を開催する予定。

3 公募制の導入に関する広報活動

(1) 機構ホームページによる情報提供(参考1)

機構ホームページに「畜産業振興事業実施主体の公募」のページを新設し(1月10日)、関係資料やQ&A等の情報を集中して掲示した。

これらの情報については、応募予定者が常に最新・共通の情報を得られるよう、必要に応じて追加・更新した。

(2) 活字媒体による情報提供(参考2)

- ① 公募制導入に関するプレスリリースを作成し、農林水産省の記者クラブ及び記者会に配布するとともに、マスコミに対する説明会を開催した(1月9日)。マスコミに対する説明会には業界紙や雑誌など5社が出席した。なお、同プレスリリースについては、日本農業新聞等日刊紙6、週刊紙1、月刊誌1が記事を掲載した(機構が確認できたもの)。
- ② また、公募制の導入について、機構の月刊情報誌である「畜産の情報」のほか、畜産関係の月刊誌3紙(「畜産の研究」他)に依頼し、2月号に掲載された。
- ③ 機構の広報予算により、1月22日付け日本農業新聞に、畜産業振興事業を活用している農家の事例と併せて公募制の導入について掲載した。

(3) 問い合わせ窓口の設置

担当部に専用の電話及び電子メールアドレスを新設し、ファクシミリ番号を含め、機構の公募のホームページに問い合わせ先を掲載した。

1月10日の問い合わせ窓口設置から2月5日の説明会までの間に70件(電話69件、電子メール1件)の問い合わせがあり、機構担当者がQ&A等を活用しつつ対応した。

(4) 説明会の開催

応募に関心のある団体に対し、2月5日に事前の説明会を開催し、予定される公募の手順等について説明するとともに、質問に対して回答した。

説明会には、民間企業を含め82団体、143名が出席した。

4 第9回補助事業に関する第三者委員会(19年11月12日開催)における委員のご意見とその対応

| ご意見等 | 今後の対応方針等 |
|---|---|
| <p>【体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構において膨大な申請書類を整理する必要があることから、相応の体制を整備する必要がある。(鈴木委員) ○ 公募制を的確に導入するため、機構内の体制整備をしっかりと行うべきである。(河原委員) ○ 公募制の導入に当たっては、相応の体制を組んで実施することが必要と考える。(永木委員) | <ul style="list-style-type: none"> ● 公募制の導入を円滑に進めるため、関係部をメンバーとする「公募に関するプロジェクトチーム」を立ち上げ(平成19年12月)、課題の整理と全体的な対応を進めた。 ● また、プロジェクトチームの下に(1)公募要領及び関連規定の整備、(2)審査委員会の設置と開催及び(3)公募制導入の周知に係るサブチームを設置し、それぞれ個別の課題について対応した。 |
| <p>【事前の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページの他、メディア等を活用した活字媒体による周知が必要。(河原委員) ○ ヒアリングは手間がかかるが、公平性の確保を念頭に事前の周知等を徹底すること。(永木委員) ○ 実施主体の選定に当たっては、過去実績により有利・不利の格差がつくと思われる。事前の周知徹底に留意しつつ実施すること。(大木委員) | <ul style="list-style-type: none"> ● 公募制の導入については、(1)機構のホームページに事前に掲載(20年1月)したほか、(2)プレスリリースやマスコミへの説明会(1月9日)を通して新聞・雑誌等への掲載、(3)新聞への広告(1月22日付け日本農業新聞)等により、関係者への周知に努めた。 ● 2月5日には公募制の導入に関する説明会を開催し、82団体143名が参加した。 ● また、これらに併せて機構に電話・ファクシミリ・電子メールによる問い合わせ窓口を設置し(1月10日)、説明会を開催した2月5日までの間に70件の問い合わせがあった。 |
| <p>【審査について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者の実力の見極めが重要であるので、専門のチームを組んでポイントの整理を行う等の対応をお願いしたい。(宮崎委員) ○ 申請書類を効率的に審査するため、申請書類のポイントについて事務方の所見を加えて審査した方が良い。(鈴木委員) ○ 申請様式等については、極力簡素化・簡略化すべき。ネット申請が可能か検討しても良いのではないか。(河原委員) | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画書の他に、応募団体の事業実施体制や応募事業に関する取組実績等も応募時に提出いただき、これらについて予め機構において整理することにより、審査委員会での審査が適切かつ円滑に実施できるよう準備した。 ● 申請様式及び提出資料については、農林水産省における例等も参考に極力簡素化した。なお、農林水産省における事例等を検討の上、20年度事業の公募ではネット申請は実施しなかったが、ホームページによる公募要領等の配布や、電子メールによる問い合わせ窓口の設置を行っ |

| ご意見等 | 今後の対応方針等 |
|---|--|
| <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業終了後の評価を適正に実施するため、成果の提出方法についてあらかじめ定めておく必要がある。(鈴木委員) ○ 公募の例外となる事業等について、畜産業振興事業独自の例外規定を明文化してはどうか。(河原委員) ○ 事業の内容から見て、実施主体の地方の下部組織を活用した事業もある。申請者の組織体制をきちんと見極める必要がある。(永木委員) ○ 公募制の採用にあたっては、次年度以降のための実績の記録が重要となるので、記録を的確に行うこと。(大木委員) | <p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各事業の実施要綱等に、事業実施後の報告について明記する予定である。 ● 20年度の公募や事業の実施状況を踏まえ、次年度以降の検討課題といたしたい。 ● 地方組織を活用する事業等については、それらを含めた事業全体の実施体制について応募書類に記載いただき、効果的かつ円滑な事業の実施が可能か審査することとしている。 ● 特に初年度の公募の概要については、補助事業に関する第三者委員会へ経過をご報告しながら進めて参りたい。また、各事業実施主体による事業の実施および報告等については、従来どおり適切に指導して参りたい。 |

(別表1)平成20年度畜産業振興事業

| 事業名 | 実施主体 (公募) | 備考 |
|---------------------------|---------------|--------------|
| (酪農・生乳需給安定対策) | | |
| 1 都府県酪農緊急経営強化対策事業 | ○ | 公募 |
| 2 生乳計画生産円滑化支援事業 | 中央酪農会議 | ⑤(継続事業) |
| 3 広域指定団体新規需要開発支援事業 | 中央酪農会議、全農、全酪連 | ⑤(継続事業) |
| 4 加工原料乳確保特別事業 | 指定生乳生産者団体他 | ③地域特定団体 |
| 5 生乳需要構造改革事業 | 中央酪農会議 | ⑤(継続事業) |
| 6 酪農生産基盤改善支援対策事業 | 家畜改良事業団 | ②政策実施団体 |
| 7 酪農飼料基盤拡大推進事業 | ○ | 公募 |
| 8 酪農ヘルパー利用拡大推進事業 | 酪農ヘルパー全国協会 | ⑤(継続事業) |
| 9 広域生乳流通体制確立事業 | 中央酪農会議 | ⑤(継続事業) |
| 10 牛乳乳製品消費拡大特別事業 | ○ | 公募 |
| 11 乳業再編整備等対策事業 | △ | 中央推進事業を公募 |
| 12 加工原料乳生産者経営安定対策事業 | 中央酪農会議 | ⑤(継続事業) |
| (肉用牛対策) | | |
| 13 肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業 | ○ | 公募 |
| 14 肉用牛肥育経営安定対策事業 | 中央畜産会 | ⑤(継続事業) |
| 15 肉用牛生産性向上緊急対策事業 | ○ | 公募 |
| 16 肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業 | △ | 中央推進事業を公募 |
| 17 子牛生産拡大奨励事業 | ○ | 公募 |
| (養豚関係) | | |
| 18 肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業 | △ | 中央推進事業を公募 |
| 19 養豚生産性向上緊急対策事業 | △ | 中央推進事業を公募 |
| 20 地域養豚振興特別対策事業 | △ | 中央推進事業を公募 |
| (畜産・酪農経営緊急融資対策) | | |
| 21 家畜飼料特別支援資金通事業 | 中央畜産会 | ⑤(継続事業) |
| 22 畜産経営生産性向上支援リース事業 | ○ | 公募 |
| 23 大家畜特別支援資金通事業 | ○ | 公募 |
| 24 養豚特別支援資金通事業 | ○ | 公募 |
| (自給飼料増産対策・理解醸成対策) | | |
| 25 国産飼料資源活用促進総合対策事業 | △ | 継続事業を除き公募 |
| 26 飼料価格高騰等理解醸成緊急対策事業 | ○ | 公募 |
| (環境対策) | | |
| 27 家畜排せつ物利活用推進事業 | ○ | 公募 |
| (食肉流通等対策) | | |
| 28 食肉等流通合理化総合対策事業 | △ | 中央団体ソフト事業を公募 |
| 29 国産食肉需要構造改善対策事業 | ○ | 公募 |
| 30 畜産副産物需給安定体制整備事業 | 日本畜産副産物協会 | ④公益確保団体(BSE) |
| 31 家畜個体識別システム定着化事業 | 家畜改良事業団 | ②政策実施団体 |
| 32 家畜流通安定緊急対策事業 | 日本家畜商協会 | ⑤(継続事業) |
| 33 食肉流通改善総合対策事業 | 日本食肉市場卸売協会他 | ⑤(継続事業) |
| (BSE関連対策) | | |
| 34 肉骨粉適正処分緊急対策事業 | 日本畜産副産物協会 | ④公益確保団体(BSE) |
| 35 BSE発生農家経営再建支援等事業 | 中央酪農会議他 | ⑤(継続事業) |
| (その他) | | |
| 36 家畜生産新技術有効活用総合対策事業 | ○ | 公募 |
| 37 家畜防疫互助基金造成等支援事業 | 全国家畜畜産物衛生指導協会 | ②政策実施団体 |
| 38 国産鶏肉生産体制等強化対策事業 | ○ | 公募 |
| 39 鶏卵需給・消費安定特別対策事業 | ○ | 公募 |
| 40 高病原性鳥インフルエンザ防疫強化緊急対策事業 | 全国家畜畜産物衛生指導協会 | ②政策実施団体 |
| 41 家畜疾病経営維持資金通事業 | 全国家畜畜産物衛生指導協会 | ⑤(継続事業) |

※実施主体(公募対象事業)

- :事業の全部を公募する事業
- △:事業の一部を公募する事業

※※ 備考(団体を特定して実施する事業)

- ① 法令により事業実施主体が特定されている事業
- ② 特定の継続的な政策を実施するために設立された法人による事業
- ③ 一定の地域的なまとまりを持って事業が実施される事業
- ④ 営利法人による実施が著しく公益性を損なう等の要件を有する事業
- ⑤ 継続実施中の基金事業・奨励金事業等

(別表2)平成20年度畜産業振興事業 公募事業(メニュー)一覧

| | 事業 | 公募事業(メニュー) |
|----|----------------------|--------------------------------------|
| 1 | 1 | 都府県酪農緊急経営強化対策事業 |
| 2 | 2 | 酪農飼料基盤拡大推進事業 |
| 3 | 3 | 牛乳乳製品消費拡大特別事業 |
| 4 | | (1)牛乳・乳製品機能性等調査研究・普及啓発事業 |
| 5 | | (2)牛乳・乳製品独創性商品普及事業 |
| 6 | | (3)牛乳・乳製品機能性学術論文等収集・整理事業 |
| 7 | | (4)牛乳・乳製品利用食文化育成事業 |
| 8 | | (5)牛乳・乳製品需給実態調査事業 |
| 9 | | (6)連携ブランド商品開発促進事業 |
| 10 | | (7)地域特性活用新商品開発促進事業 |
| 11 | | (8)新商品開発促進環境整備事業 |
| 12 | | (9)国産牛乳・乳製品高付加価値化推進事業 |
| 13 | | (10)酪農理解醸成活動推進事業 |
| 14 | | (11)牛乳・乳製品製造衛生水準高度化事業 |
| 15 | | (12)重点の販売・経営戦略等高度化促進事業 |
| 16 | | (13)牛乳・乳製品利用技術等推進事業 |
| 17 | | (14)牛乳・乳製品利用技術競技会開催事業 |
| 18 | 4 | 乳業再編整備等対策事業(再編整備推進対策事業) |
| 19 | 5 | 肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業 |
| 20 | 6 | 肉用牛生産性向上緊急対策事業 |
| 21 | 7 | 肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業(新規参入円滑化等対策推進事業) |
| 22 | 8 | 子牛生産拡大奨励事業 |
| 23 | 9 | 肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業(肉豚価格差補てん緊急支援推進事業) |
| 24 | 10 | 養豚生産性向上緊急対策事業(生産性向上推進指導事業) |
| 25 | 11 | 地域養豚振興特別対策事業(養豚振興推進指導事業) |
| 26 | 12 | 畜産経営生産性向上支援リース事業 |
| 27 | 13 | 大家畜特別支援資金融通事業 |
| 28 | 14 | 養豚特別支援資金融通事業 |
| 29 | 15 | 飼料価格高騰等理解醸成緊急対策事業 |
| 30 | 16 | 国産飼料資源活用促進総合対策事業 |
| 31 | | (1)コントラクター利用普及啓発事業 |
| 32 | | ア 飼料用米活用推進事業 |
| 33 | | イ 飼料用米活用モデル実証事業 |
| 34 | | ウ 飼料用米等新配合飼料原料利用促進体制整備事業 |
| 35 | | (3)未活用資源飼料化促進 |
| 36 | | ア 地域エコフィード利用体制確立支援等事業 |
| 37 | | イ 未利用資源飼料化研修事業 |
| 38 | | (4)畜産生産性向上等促進総合対策事業 |
| 39 | | 17 |
| 40 | 18 | 食肉等流通合理化総合対策事業 |
| 41 | | (1)衛生知識普及・啓発等推進事業 |
| 42 | | (2)成鶏肉衛生管理向上等対策事業 |
| 43 | | (3)食肉処理効率化技術開発推進事業 |
| 44 | | (4)家畜流通適正化推進事業 |
| 45 | (5)家畜市場流通促進対策推進事業 | |
| 46 | 19 | 国産食肉需要構造改善対策事業 |
| 47 | | (1)国産牛肉地域ブランド化等推進事業 |
| 48 | | ア 国産牛肉地域ブランド化推進事業 |
| 49 | | イ 国産牛肉需要拡大普及推進事業 |
| 50 | | (2)国産食肉理解醸成推進事業 |
| 51 | | ア 食肉情報提供体制構築事業 |
| 52 | | イ 国産食肉等知識普及事業 |
| 53 | | ウ 産地等理解醸成交流会事業 |
| 54 | | (3)国産食肉需要・販路拡大推進事業 |
| 55 | | ア 地域食材利用普及啓発事業 |
| 56 | イ 国産食材活用型食肉加工品製造促進事業 | |
| 57 | (4)国産食肉等輸出促進事業 | |
| 58 | ア 国産食肉等輸出促進円滑化事業 | |
| 59 | イ 国産食肉等海外用途開発推進事業 | |
| 60 | ウ 商標等普及啓発事業 | |
| 61 | (5)学校給食用食肉供給安定対策事業 | |
| 62 | 20 | 家畜生産新技術有効活用総合対策事業 |
| 63 | | (1)雌雄判別受精卵等効率活用推進事業 |
| 64 | | (2)新家畜飼養管理国際基準等対応事業 |
| 65 | | (3)家畜飼養頭数・改良進度等実態調査事業 |
| 66 | (4)初生ひな鑑別師安定確保対策事業 | |
| 67 | 21 | 国産鶏肉生産体制等強化対策事業 |
| 68 | 22 | 鶏卵需給・消費安定特別対策事業 |

機構ホームページ

ホームページアドレス : <http://alic.lin.go.jp/>

独立行政法人
alic 農畜産業振興機構

文字サイズ

検索

[サイトマップ](#) [お問い合わせ](#)

安心、信頼

情報収集提供業務 畜産・野菜・砂糖類・でん粉・シルクに関する様々な情報が閲覧できます。

畜産の情報 **野菜の情報** **砂糖類情報** **でん粉情報** **シルク情報**

タイムリーな国際情報 輸入牛肉価格情報 輸入鶏肉価格情報

国際情報ウォッチ

LIN 畜産情報ネットワーク
Livestock Industry Information Network
当機構はLINに参加しています。

野菜情報提供システム **ベジ探**

農畜産業振興機構について 業務のご案内について その他

- 農畜産業振興機構について
- 情報公開
- 職員、アルバイト採用情報
- 業務のご案内
- 各種事業の実施に関する情報
- 畜産振興事業実施主体の公募**
- 乳製品売 関連コーナー
- 肉用子牛 取引情報
- 新たな畜産品・でん粉制度コーナー
- 契約関連情報
- 個人情報保護
- 専門用語の解説
- パネル貸し出し
- リンク集

新着情報 [過去の情報へ](#)

NEW 海外駐在員情報「欧州委、バイオ燃料を含む再生可能エネルギーの利用促進策を提案」(H201.28)

NEW 主要な家畜市場における子牛の取引状況(毛和種)(H201.28)

NEW 家畜飼料特別支援資金の貸付利率及び利息補給率が改正されました。(H201.25)

NEW 「畜産の情報(国内編)(海外編)」2月号が掲載しました。(H201.25)

ENGLISH SITE | プライバシーポリシー | 情報セキュリティ基本方針 | 当ホームページのご利用に当たって

畜産振興事業実施主体の公募について

農畜産業振興機構では、平成20年度に実施する「畜産振興事業」について、事業実施主体(民間団体・企業)を公募します。このコーナーでは、公募についてお知らせしています。ご質問はお問い合わせ窓口までお願いします。

農家の皆様へ

農畜産業振興機構では、畜産物の生産・流通の合理化等を図るための事業である「畜産振興事業」を実施する民間団体・企業に対して、その経費を補助しています。

公募制の導入は、事業実施主体の選定の透明性確保の見地から実施されるものであり、これにより事業内容が変わるものではありません。農家の皆様は、安心して従来どおり積極的に各事業へご参加ください。

お知らせ

- [平成20年2月5日に開催した「公募に関する説明会」の配布資料を掲載しました。](#) H20.2.6
- [平成20年度畜産振興事業公募要領を掲載しました。](#) H20.2.22
- [平成20年度における公募対象事業一覧を掲載しました。](#) H20.2.22
- [Q&Aを更新しました。](#) H20.2.22

- [畜産振興事業実施主体公募のご案内](#)
- [Q & A](#)
- [公募に関する説明会\(H20.2.5開催\)の配布資料](#)
- [平成20年度畜産振興事業公募要領](#)
(申請様式はこちらからダウンロードできます。)
- [公募対象事業一覧](#)

(参考2)

プレスリリース

平成20年1月9日

解禁日時：平成20年1月10日

畜産業振興事業の事業実施主体の公募について

独立行政法人農畜産業振興機構

標記の件について、下記のとおりお知らせします。

記

独立行政法人農畜産業振興機構では、畜産物の生産・流通の合理化等を図るための事業である「畜産業振興事業」を実施する民間団体・企業に対して経費を補助しています。

当機構では、同事業を実施する民間団体・企業の公募について、平成20年2月5日（火）に説明会を開催します。

詳細は、当機構ホームページ（<http://alic.lin.go.jp/>）をご覧頂くか、当機構畜産振興部（電話 03-3583-4874、坂西、道免）までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

独立行政法人農畜産業振興機構
畜産振興部

担当：坂西、道免

直通：03-3583-4874

E-mail：chikusan_koubo@alicml.lin.go.jp

URL：http://alic.lin.go.jp/

「畜産業振興事業」事業実施主体公募のご案内

独立行政法人農畜産業振興機構では、平成20年度に実施する「畜産業振興事業」について、事業実施主体を公募します。公募に関する説明会を平成20年2月5日（火）に予定しております。団体・企業の皆様のご参加をお待ちしております。

1 畜産業振興事業とは

農畜産業振興機構では、畜産物の生産・流通の合理化等を図るための事業である「畜産業振興事業」を実施する民間団体・企業に対して、その経費を補助しています。

今回、公募対象となる事業の

① 事業名及び内容

② 事業ごとの事業実施主体（民間団体・企業）の要件 等

は、あらかじめ農畜産業振興機構が定める公募要領により示されます。

（おって、当機構ホームページに掲載します。）

農家の皆様へ

公募制の導入は、事業実施主体の選定の透明性確保の見地から実施されるものであり、これにより事業内容が変わるものではありません。農家の皆様は、安心して従来どおり積極的に各事業へご参加ください。

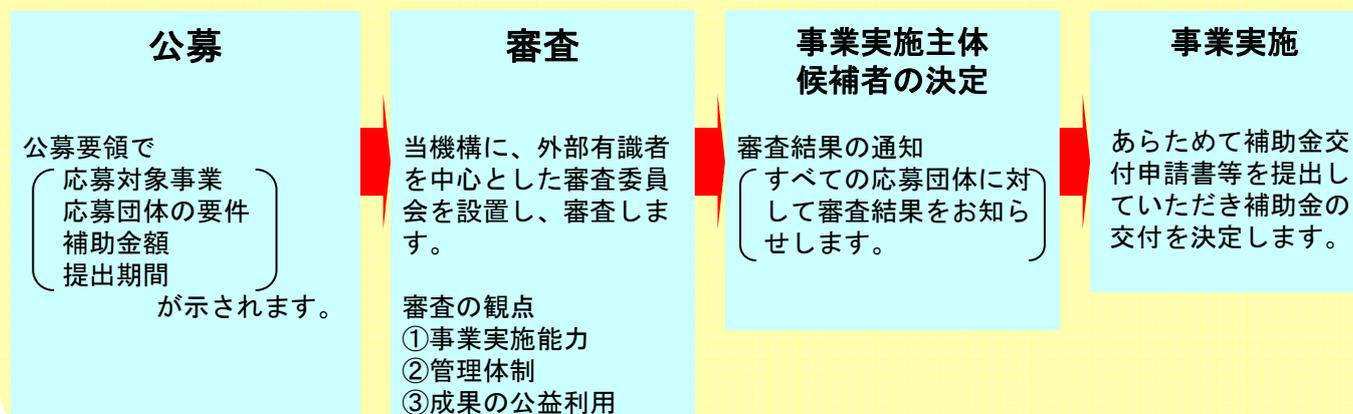
2 事業実施主体になるには

提出期間内に申請書類を当機構に提出（応募）し、審査を受けていただきます。（公募の日程は、現時点では未定ですが、平成19年度内に公募を行う予定です。なお、提出期間の具体的な日程や申請書類の様式は、おって当機構が作成・公表する公募要領で各事業ごとに示しますので、当機構ホームページをご確認下さい。）

審査の結果、事業実施主体候補者に選ばれた団体は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び事業実施要綱に基づき、あらためて補助金交付申請書等を作成していただきます。

(参考) 事業実施までの流れ

公募から事業の実施までの基本的な流れは以下のようになります。



3 説明会の開催

公募に関する説明会の開催を下記のとおり予定しております。団体・企業の皆様のご参加をお待ちしております。

なお、参加には事前登録が必要です。別紙『説明会参加申込書』に必要事項を記入の上、FAXにて、平成20年1月31日(木)までにお申し込みください。なお、事前登録は当機構ホームページから行うことができます。

日時

平成20年2月5日(火) 14:00~16:00 (13:30開場)

場所

TKP御茶ノ水ビジネスセンター11F ホール11A
(東京都千代田区神田駿河台4-6-1 御茶ノ水セントラルビル)

公募制の導入について、詳しくは当機構ホームページ
(<http://alic.lin.go.jp/>) をご覧下さい。

ご質問はこちらまで

独立行政法人農畜産業振興機構
畜産振興部 坂西・道免

TEL 03 (3583) 4874

FAX 03 (3583) 8714

Eメール chikusan_koubo@alicml.lin.go.jp

独立行政法人
農畜産業振興機構 **alic**
Agriculture & Livestock Industries Corporation